

## 「共謀罪」の新設に反対し、法案の閣議決定に抗議する声明

政府は 21 日の閣議で、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を決定しました。この法案は「対象犯罪を 277 に絞り込んだ」と言われていますが過去 3 回廃案となった「共謀罪」を名前を変えただけでなんら変わらないものです。

政府は 2003 年に国会承認された国際組織犯罪防止条約を締結するための国内法整備で、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたテロ対策のため必要と強調していますが、現行の法制度で十分条約を締結することが可能なことは、日本刑法学会の指摘でも明らかです。

「共謀罪」は憲法で保障された「内心の自由（思想信条の自由）」を侵害し、表現の自由・集会結社の自由など、自分の意思を表明すること、あるいは逆に表明しないことの自由を根本から奪うものです。

政府は一般の人が処罰の対象とはならないと言っていますが、これまでの国会論戦を振り返っても、犯罪計画への合意の定義は不明確なままで、身近なコミュニケーションツールである L I N E（ライン）やメールでの何げない「表現」までが処罰対象と成り得るとされています。捜査機関のさじ加減一つで犯罪計画への合意と捉えられかねられず、捜査権乱用の懸念が大いにあります。

「共謀罪」はコミュニケーションを標的にするため、密告などでひとたび犯罪計画があると疑われると、誰でも盗聴されたり、逮捕される可能性があります。

私たちが目指す「消費者市民社会」は、平和で自由な民主主義社会が根底にあります。平穏な当たり前の暮らしを守るために、安全安心な社会とは相反する、恐怖と不安な社会を作り出す「共謀罪」の新設に、私たちコンシューマーズ京都は断固反対します。

2017年3月22日

特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）